

## 市長会会議規則の改正について

### 1 改正の理由

開催市において各種会議を開催するにあたり、今般の物価高騰に伴い、多大な経費負担が発生する恐れがあることから、会議の開催費用に対する市長会の助成金を増額するもの

### 2 改正の内容

#### (1) 市長会からの助成金額の変更

会 議 名	現 行	改 正 (案)
総会	1,000,000円以内	1,300,000円以内
副市長・総務担当部長会議	300,000円以内	500,000円以内
北信越市長会総会	3,500,000円以内	4,000,000円以内

#### (2) 改正後の規則 (案)

別添のとおり

### 3 施行期日等

令和 年 月 日から適用する。

## 長野県市長会会議規則

長野県内市関係会議規則（昭和55年4月1日施行）を次のとおり改め、長野県市長会の諸会議開催要領（平成10年4月1日施行）を廃止する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県市長会が開催する会議の運営に関し必要な事項を定める。

（会議）

第2条 この規則で定める会議は、次の各号に定める会議とする。

- (1) 総会 市長会会則（昭和33年5月8日施行）第11条に定める会議をいう。
- (2) 副市長・総務担当部長会議 会員である市の副市長及び総務担当部長が出席する会議をいう。
- (3) 事務研究会 会員である市の事務について、事務ごとに担当者等が集まって意見交換等を行う会議をいう。

2 事務局が運営する会議の開催については、前項に準じるものとする。

（会議の招集）

第3条 前条の会議は、会長が招集する。

（会議の運営）

第4条 会議の運営は、各市の持ち回りを基本とする。

2 会議の日程は、1日を基本とする。ただし、総会については、1泊2日の日程とする。

（会議の議長）

第5条 会議の議長は、会議の運営にあたる市（第9条に規定する会議を開催する市を含む。以下「当番市」という。）が努めるものとする。

2 第2条第2項の会議は、会長又は会長が指定する者がこれにあたる。

（会議の費用）

第6条 市長会は、会議の開催費用に充てるため、別表の助成基準に基づき、当番市に助成金を支払うものとする。

（出席負担金）

第7条 会議の開催にあたり、出席者の負担とすべき費用について、会議の種類に応じ、次に定める範囲内で、当番市が定める金額を出席者から徴収することができる。

- (1) 総会 一人あたり6,000円
- (2) 副市長・総務担当部長会議 一人あたり5,000円

2 総会については、当番市が定める宿泊負担金を徴収することができる。

（事務研究会の設置）

第8条 事務研究会は、会員の総意により設置又は廃止する。

2 事務研究会の設置を希望する者は、副市長・総務担当部長会議に事務研究会の設置を提案するものとし、会議出席者の賛同を得た場合は、設置することができる。

3 事務研究会を廃止する場合は、その決定をした会議の当番市が、事務研究会廃止届（様式第1号）により、事務局に報告するものとする。ただし、事務局が主催した会議の場合は、報告は要しない。

4 事務研究会の名称等の変更をする場合は、その決定をした会議の当番市が、事務研究会名称等変更届（様式第2号）により、事務局に報告するものとする。

（北信越市長会総会）

第9条 北信越市長会総会を長野県で開催する場合は、開催市に対し、別表の助成基準の範囲内で市長会から会議の開催費用を助成する。

（助成金の請求）

第10条 会議を開催する当番市は、市長会の助成を受ける金額を確定したときは、市長会に助成金交付請求書（様式第3号）を提出し、助成金を請求することができる。

2 当番市は、会議が終了したときは、会議開催報告書（様式第4号）を市長会に提出するものとする。

（講演会の開催）

第11条 会議の開催に合わせ、外部講師等を招いた講演会を開催することができる。

2 前項の場合、講師への謝礼及び旅費等に充当する費用として、別表の助成基準の範囲内で助成金を加算することができる。

（疑義等の発生）

第12条 この規則に定めのない事項については、会長が決定する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(別表)

長野県市長会会議費用助成基準

会 議 名	助 成 額
総会	<u>1,300,000</u> <del>1,000,000</del> 円以内
副市長・総務担当部長会議	<u>500,000</u> <del>300,000</del> 円以内
事務研究会	50,000円以内。ただし、会議の出席者が30名を超える場合は、30,000円に出席者1名当たり1,000円を乗じた額を加算した額以内とする。
北信越市長会総会	<u>4,000,000</u> <del>3,500,000</del> 円以内
講演会開催費用	30,000円以内（会議の開催に合わせ講演会を実施する場合に加算する。）

(注) 助成金は、当番市が支出した金額を超えることはできない。